

## 飯島賢二の『恐縮ですが...一言コラム』

### 第87回 こんな時どうする？ ～ 個人情報保護法

いよいよ「個人情報保護法」の民間施行が、この4月から始まる。法令の概要等は、もうすでにご承知の方が多いただろう。この手の本は、書店へ行くと山積みになっているゆえ、コラムで詳しく述べる必要はあるまい。

基本的ポイントだけ。この法律を守る義務があるのは「個人情報取扱事業者」である民間事業者、過去6ヶ月間継続して5,000人を超える個人データを持っていること。この個人データとは顧客情報はもちろん、社員情報も含まれるということである。となると、1枚の名刺から個人の病歴が記載されたカルテ、遺伝子情報に至るまで様々であり、一般事業者に限らず、私立病院、私立学校、NPO等、多くの場合が「個人情報取扱事業者」に当てはまると言えそうである。

さて、詳細の解説は別に譲るとして、こんな時どうなるのか...いくつかの事例を紹介する。（岡村久道・鈴木正朝著『個人情報保護法』 2005年 日本経済新聞社刊 参照）

**例1 飲食店でより充実したメニューづくりのため、顧客情報を活用しDMを送った。お客様の一人から「DMを送って良いと言った覚えはない」と強い抗議を受けた...**

これは法令違反。個人情報を取得する場合は、利用目的を本人に通知・公表する必要があり、またその目的以外に利用してはならない...となり、法令に違反する。

**例2 ある生保レディが、自分の誕生日から割り出した保険料を示し、盛んに勧誘をした。その生保レディには誕生日を言ってないことから不思議に思い、問い質した。実は自分には無断で、同じグループの生保会社に個人データが渡されていた...**

これも法令違反。個人データを第三者に渡す場合は、あらかじめ同意を得る必要がある。たとえ同じ企業グループであっても、同意が必要なことに変わりはない。

**例3 電子メールで「cc」欄で送ってしまい、ほかの顧客のメールアドレスが全部見える状態になってしまった。当然、苦情が殺到した...**

アドレスが特定できれば、個人情報の漏洩に当たる。今後は了解している場合を除き、絶対「bcc」欄にアドレスを入れないと、大変なことになる。新人やパソコンが苦手な人に、きちんと教育することが重要になってくる。

まだまだ、たくさんの事例があろう。いやはや、大変な時代になってきた。法令ができた以上、守るのが義務。勉強、勉強で、今日もまだ、眠れそうにない。